

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	公営住宅に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐用町は、公営住宅に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

佐用町長

公表日

令和8年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅に関する事務
②事務の概要	<p>佐用町は、公営住宅法、住宅地区改良法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>公営住宅を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none">①公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等)②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定③入居後の収入状況報告に対する各種所得情報の照会④収入状況報告された各種所得情報に基づく家賃を毎年度ごとに決定、入居者に通知⑤収入超過者に対する認定と通知⑥高額所得者に対する認定と退去請求を通知⑦その他(住民票住居地と公営住宅住所とのマッチングを行い、公営住宅への不正入居者を検出、出産・死亡等による世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用)。⑧家賃・敷金等に係る徴収と滞納整理業務 <p>番号法の別表第二に基づいて、佐用町は、公営住宅に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	1. 公営住宅システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)公営住宅申請・認定ファイル (2)公営住宅収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の19の項、35の項、61の2の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第18条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :なし (公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の31の項、54の項、85の2の項</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) ・第22条、第28条</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>商工観光課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>商工観光課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>—</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1 佐用町役場商工観光課定住・空家対策室 電話:0790-82-0670 ファクス:0790-82-0492 E-mail: teijutaisaku@town.sayo.lg.jp</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1 佐用町役場商工観光課定住・空家対策室 電話:0790-82-0670 ファクス:0790-82-0492 E-mail: teijutaisaku@town.sayo.lg.jp</p>
<p>9. 規則第9条第2項の適用 []適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p style="background-color: #cccccc;"> </p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の保管として、佐用町特定個人情報等取扱規程を策定しており、当該規程に従い、運用を行っている。具体的には、特定個人情報が記載された紙媒体資料は、施錠可能な場所で保管し、その他電磁的方法により記録されている媒体は、アクセス制限及びパスワード保護を行い、管理している。施錠の鍵管理又はパスワード管理は、取扱責任者が行っている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	5. ②所属長	商工観光課長 高見寛治	商工観光課長 中石嘉勝	事後	人事異動
令和1年6月5日	VI リスク管理	-	新様式変更により追加	事前	
令和1年6月5日	5. ②所属長	商工観光課長 中石嘉勝	商工観光課長	事後	人事異動
令和2年3月16日	II - 1(いつ時点の集計か)	2015/3/6	2019/12/19	事前	評価書の再評価
令和2年3月16日	II - 2(いつ時点の集計か)	2015/3/6	2019/12/19	事前	評価書の再評価
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条8号	事前	令和3年9月1日施行 法改正によるもの
令和6年3月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先	〒679-5308 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1 佐用町役場総務課総務人事室 電話:0790-82-2549 ファクス:0790-82-0131 E-mail:somu@town.sayo.lg.jp	〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1 佐用町役場 情報政策課 情報推進室 電話:0790-82-0690 ファクス:0790-82-0131 E-mail:joho@town.sayo.lg.jp	事後	評価書の見直し
令和6年3月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせの問合せ先	〒679-5308 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1 佐用町役場商工観光課定住対策室 電話:0790-82-0670 ファクス:0790-82-0492 E-mail:syokokanko@town.sayo.lg.jp	〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1 佐用町役場商工観光課定住・空家対策室 電話:0790-82-0670 ファクス:0790-82-0492 E-mail:teijutaisaku@town.sayo.lg.jp	事後	評価書の見直し
令和6年3月1日	II - 1(いつ時点の集計か)	2019/12/19	2024/3/1	事後	評価書の再評価
令和6年3月1日	II - 2(いつ時点の集計か)	2019/12/19	2024/3/1	事後	評価書の再評価
令和8年3月27日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先	郵便番号679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1 佐用町役場情報政策課情報推進室 電話:0790-82-0690 ファクス:0790-82-0131 E-mail:joho@town.sayo.lg.jp	〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1 佐用町役場商工観光課定住・空家対策室 電話:0790-82-0670 ファクス:0790-82-0492 E-mail:teijutaisaku@town.sayo.lg.jp	事後	評価書の見直し
	IV-8		新様式変更により追加		
	IV-11		新様式変更により追加		
	II - 1(いつ時点の集計か)	2024/3/1	2026/3/27	事後	評価書の再評価
	II - 2(いつ時点の集計か)	2024/3/1	2026/3/27	事後	評価書の再評価